



2020年6月29日

AGS 税理士法人
税理士・日米公認会計士 渡辺清弥
米国公認会計士 トーマスナイリン

インドの移転価格文書化規定について

インドでは、既に1961年から移転価格税制が規定されており、2016年同税制の改定が行われたことから、一定規模を超えるインド法人は移転価格文書の作成が義務付けられることとなりました。

1. 開始時期及び作成期限

新たな改正を含むインドの移転価格税制は2016年4月1日以降開始する事業年度より適用が開始され、免除規定を満たさない限り、インド法人は移転価格文書の作成が義務付けられました。移転価格文書についてはインド法人の事業年度終了後の翌年11月末までに作成が求められています（例：インド法人の事業年度終了日が2020年3月末の場合は、2021年11月末までに作成）。なお、移転価格文書の提出は、インド税務当局から提出要求があれば30日以内に提出する必要があります。

2. 移転価格文書の範囲

インドの移転価格文書化規定は、概ねBEPS行動計画13に規定されるマスターファイル(“MF”)及びローカルファイル(“LF”)に準拠した内容となっており、作成すべき移転価格文書はMF及びLFになります。移転価格文書の作成言語は英語で作成する必要があります。また、関連会社間の国際取引及び特定の国内取引を行った場合は、取引金額の多寡に関わらず、インド勅許会計士報告書（以下、「Form No.3CEB」）を入手して法人税の申告書に添付する必要があります。

Form No.3CEBには、1) 国外関連会社の一覧、2) 国外関連会社との棚卸資産取引の詳細、3) 国外関連会社との無形資産取引の詳細、4) 国外関連会社との役務提供取引の詳細、5) 国外関連会社との貸付又は借入の詳細、6) 国外関連会社との債務保証の詳細、7) 国外関連会社との有価証券の売買に関する詳細、8) 国外関連会社とのコスト按分等の契約に関する詳細、9) 組織再編から派生する国外関連取引の詳細、10) 国外関連会社とのその他重要な取引に関する詳細、11) みなし国外関連取引の詳細、次にインド国内取引については、12) インド国内取引を行う国内関連会社の一覧、13) 支出に係る国内関連会社間取引、14) 国内関連会社との棚卸資産

又はサービスの譲渡及び購入取引に関する詳細、15) 国内関連会社との事業譲渡に関する詳細、及び16) 国内関連会社とのその他取引に関する詳細について、取引の有無を Yes/No 形式で回答後、Yes については取引内容を記載し、表紙にインド勅許会計士の署名をもらう必要があります。

3. 対象となる法人及び取引

インド所得税法の 92A 条において、インド法人が法人又は個人によって議決権の 26%以上保有されている、総資産の 51%以上を貸付されている、借入総額の 10%以上を債務保証されている、役員の過半数を他の会社にしめられている、他社所有の知的財産に依存してビジネスを行っている場合、もしくは原材料の調達の 90%以上を特定の者から購入している場合には関連会社(associated enterprise)となります。当該関連会社が以下の基準を満たした場合には、MF 及び LF の作成が必要になります。

(マスターファイルの場合)

国際グループの連結収入が 50 億インドルピー（約 70 億円）超で、**かつ**以下の**いずれか**を満たした場合

- ・ グループ内のインド法人が総額 5 億インドルピー（約 7 億円）超の国外取引を行っている
- ・ グループ内のインド法人が無形資産の取引金額が総額 1 億インドルピー（約 1.4 億円）超

(ローカルファイルの場合)

- ・ 国外関連会社間取引が総額 1,000 万インドルピー（約 1,400 万円）を超える場合、または
- ・ インド国内の関連会社間取引が 2 億インドルピー（約 2.8 億円）を超える場合

4. ペナルティ

インド税務当局からの移転価格文書 (MF, LF) **提出の要求に応じない場合は、各取引金額の 2%** のペナルティ、及び Form No.3CEB の提出義務違反の場合は 100,000 インドルピーの罰金が課されます。また、税務調査において移転価格に係る所得更正処分がされた場合は、追徴税額の 50%～200%が課せられる可能性があります。

以上

(問い合わせ)

渡辺清弥 : k.watanabe@agsc.co.jp

トーマスナイリン : thomas@agsc.co.jp